

# 受動構文および使役構文の比較文化論的考察

－「主体的自己」という観点からの日英語比較－

松原健二

## 目次

- I. はじめに
- II. 英語の HAVE 構文の解釈をめぐって
- III. 「主体的自己」という観点からの分析
- IV. ‘make’ や ‘let’ を用いた使役構文についての考察
- V. 結語

## I. はじめに

世界には数多くの言語があり、それぞれの言語が各々特有の言語体系のもとに、特有の構文や表現を有している。そして、異なる複数の言語の構造を比較・分析する試みは、言語学者などの間で昔から広く行われてきた。

言語というものは、それ自体が極めて複雑で多様な体系を有しているので、言語比較という試みもまた、必然的に複雑で煩雑な作業となる。そして多くの場合には、複数言語間の比較・分析は、時間や労力などの物理的な制約ゆえに、言語の総体を対象とした網羅的なものではなく、対象を特定の項目や分野に限定したものにならざるを得ない。

しかしそのように限定された言語比較ではあっても、その研究がもたらしてくれる知見は決して少ないものではなく、たとえば次のような知見を得ることができる。まず第一に、異なる言語を比較することによって、それぞれの言語が持つ特色や特徴を認識することができる。比較してみると、初めて明白になる事実があるからである。第二に、言語の相違性や類似性から、言語の兄弟関係やルーツなどを辿る言語学的な助けとなり得る。第三に、言語間の共通点の存在を確認することにより、個別言語の特徴を越えた人間言語の本質的な共通性に迫ることができる。第四に、外国語教育への応用が可能となる。たとえば日英語の比較・分析の知見が、学習者が英語学習上で抱くであろう困難性の予測を可能とし、日本での英語教育に役立ち得る。第五に、それぞれの言語を母語として使用している人々の一般的な考え方や思考様式、ひいては生活様式といったものまでを類推することが可能となる。言うまでもなく、言語は人間の持つ高度で特異な能力のひとつであるが、それはまた、その言語を使用する人々の生活や文化を色濃く表すものでもあるからである。

小論は、上記のうち第五の観点に立って日本語と英語を比較・分析しようとするものである。テーマとしては、日英語の受動構文および使役構文に焦点を当て、それぞれの言語における許容される表現と許容されない表現、また可能な解釈と可能でない解釈などを概観し、それらの原因を文化論的視点から説明を試みていくことにする。ここで特に受動構文および使役構文を取り上げるのは、これらの構文においては通常、複数の人間が登場し、それらの人間間で何らかの行為や働きかけが行われることが多く認められるからである。すなわち、表出された文を文化論的観点から分析したり、文の背後にある人間関係などを考察するには、受動構文や使役構文がその観察対象として極めてふさわしいと考えたからである。

## II. 英語の HAVE 構文の解釈をめぐって

本節では、英語の HAVE 構文の意味解釈をめぐる問題について概観する。HAVE 構文とは、単に動詞 ‘have’ が用いられている文ということではなく、[have + 目的語 + 過去分詞] の形態を取るものである。英語の HAVE 構文は、使役の意味に解釈されたり受動の意味に解釈されたりするが、その意味は読み手の恣意的なものではなく、あくまで一定の法則のもとで決定されているものと考えられる。では、具体的な例で見ていくことにしよう。

(1) Tom had a laptop computer stolen from his car.

(1)の英文は両義性を持ち、受動的な解釈と使役的な解釈が可能である。すなわち、

(1-a) トムは、車からノートパソコンを盗まれた。 <受動>

(1-b) トムは、車からノートパソコンを盗ませた。 <使役>

の二通りに解釈が可能である。日本語の場合には、「盗まれた」と「盗ませた」の一字違いでありながら、両者には明確な意味の違いが存在する。しかし英語の場合には、(1)の英文が「受動」の意味になるか、「使役」の意味になるかは上記の英文だけでは決定できない。一般的には、文脈や前後関係などから類推して意味を特定していくことになる<sup>1)</sup>。

しかし英語の HAVE 構文のすべてが、両義性を持つ訳ではない。

(2) Tom had his house built by a carpenter.

(2-a) ?トムは、大工に家を建てられた。 <受動>

(2-b) トムは、大工に家を建てさせた。 <使役>

上の(2)の英文は、一般的には (2-b) のように使役の意味で解釈するのが自然であり、(2-a) のような受動的解釈は極めて不自然である。これは、トムと大工という関係が、施主と建築請負者という関係を強く暗示しており、また家を建てるという行為自体が持つ意味も相俟って使役的解釈に傾倒させているからだと考えられる。

しかし、(2)の英文は次のように副詞や形容詞などの修飾語句を加えることによって、その解釈に大きな変更を余儀なくされる。

(3) Tom had his house poorly built by an unskillful carpenter.

(3-a) トムは、下手な大工に不出来な家を建てられた。 <受動>

(3-b) ? トムは、下手な大工に不出来な家を建てさせた。 <使役>

一般的に、自分の家をわざわざ欠陥住宅にしたいと考える施主はいないから、(3-b) のような使役的解釈は極めて不自然なものとなる。つまり(2)および(3)の英文の例は、英語の HAVE 構文の解釈が、統語上の問題ではなく、用いられる語彙の意味的属性によって規定される場合のあることを示している。

それでは次の例を見てみよう。次の例も、用いられる語彙の違いによって解釈の両義性に影響が及ぶ例であるが、今回は副詞や形容詞が加わったものではなく、異なる所有格が用いられた例であ

る。次の(4)と(5)の英文を比較してみよう<sup>2)</sup>。

(4) John had his hair cut by Bill.

(5) John had Mary's hair cut by Bill.

(4)の英文は、

(4-a) ジョンは、ビルに髪を切られた。 <受動>

(4-b) ジョンは、ビルに髪を切らせた。 <使役>

の二通りの解釈が可能である。この場合、「ビルがジョンの髪を切る」ことに変わりはないが、その行為をジョン自身が意図していたかどうかで解釈が分かれることになる。すなわち、ジョンの意図性がなかったならば受動的解釈となり、ジョンの意図性があったならば使役的解釈となる。しかしながら(5)の英文は、ジョンの意図性の有無を考える余地を与えず、その意味は一義的に使役的なものに限定される。すなわち、

(5-b) ジョンは、ビルにメアリーの髪を切らせた。 <使役>

という意味になるのであり、(5)の英文が

(5-a) ジョンは、ビルにメアリーの髪を切られた。 <受動>

という意味に解釈されることはない。鷲尾&三原 (1997) は「太郎は次郎に花子の髪を切られた」という日本語を例に引き、「日本語では、『(自分の) 髪を切られる』も『花子の髪を切られる』も、同じように自然な間接受動であるが、英語では、前者に対応する HAVE 受動文は可能であっても、後者のような事態を同じ形式で記述することはできない」(pp.47-48) と述べている。それに対して日本語においては、(5-a) のような第三者 (の体の一部) を目的語とした受動文が可能である。切られる髪が自分のものでなくとも、適格な受動文を作ることができるのである。それでは、英語などでは適格と認められない第三者を目的語とした受動文が、日本語では自然に成立するのはなぜなのであろうか。

### Ⅲ. 「主体的自己」という観点からの分析

前節で取り上げた(4)の英文の場合には、主語は‘John’であり、目的語は‘his (=John's) hair’であるので、行為主体者である‘John’の意図性の有無で受動的解釈になるか使役的解釈になるかが分かれることになる。それに対して(5)の英文の場合には、目的語が‘Mary's hair’なので、‘John’の意図性はないとは考えられず、行為主体者である‘John’の意図性がある使役的解釈に限定される、という説明が可能かもしれない。しかし、これだけでは日本語において

(5-a) ジョンは、ビルにメアリーの髪を切られた。 <受動>

というような文が適格文として成立している説明にはならない。また(5)の英文において目的語が‘Mary's hair’の場合に‘John’の意図性がないとは考えられないことの説明もなされていない

い。英語の HAVE 構文は、前節の(1)の例で見たように受動的解釈と使役的解釈の両義性を持ち得る。しかしながら、目的語に第三者を取る場合には、使役的解釈のみを可能として受動的解釈は不可能となっている。日本語において、(5-a) のように第三者を目的語とする場合にも受動文が可能なのは、大きな差異が認められる。

ここで、‘John’ と ‘Mary’ という二人の当事者について、一步踏み込んで考えてみたい。(5) においては、‘John’ が一人の男性を、また ‘Mary’ が一人の女性を表していることは言うまでもない。一方、日本文の (5-a) においては、「ジョン」と「メアリー」というようにカタカナ表記になってはいるが、前者が一人の男性を、また後者が一人の女性を表していることに変わりはない。しかしながら、(5)の文が英語として (5-a) のような受動的解釈を許さず、(5-b) のような使役的解釈のみを持ち得るのは、(5)における ‘John’ と ‘Mary’ の関係と、それに対応する日本文における「ジョン」と「メアリー」の関係には、何かしら異なる要素が存在しているのではないかと推測することができる。

ここで手掛かりとなるのは、「主体的自己」という概念であろう。すなわち、発話された文に登場する人物たちがどの程度「主体的自己」を持ち合わせているかという問題が、上記の疑問を解決する糸口を与えてくれるのではないと思われる。そこで、「主体的自己」という観点から、上の例文を再考してみることにしたい。

英文例(5)において、その意味解釈が ‘John’ の意図性がある使役的解釈に限定されるのは、‘John’ が「主体的自己」を持つ行為主体者であるのに加え、‘Mary’ もまた ‘John’ と同じく「主体的自己」を持つ存在であるからだと考えられる。すなわち、この二人の両者共が「主体的自己」を持つために、‘Mary’ を目的語とした HAVE 構文が受動文には解釈できないのである。それは、‘Mary’ が ‘John’ とは独立した自立的存在であるためであり、別の言い方をすれば、‘Mary’ が ‘John’ とは一定の距離を置く存在であるからだとすることもできるであろう。

それに対して日本文例 (5-a) においては、「ジョンは、ビルにメアリーの髪を切られた」というように、「メアリーの髪を切られた」ことがジョンにとって何らかの不利益を被ることを示唆している。この受動文が日本語において可能なのは、「メアリー」という存在が「ジョン」にとって独立したのではなく、むしろかなり親近感を抱く存在であることを暗示している。言うなれば、(5-a) の日本文においては、「メアリー」と「ジョン」はある種の共通の利害を持つ存在と考えられるのであり、「メアリー」は「ジョン」にとって近い存在であることを含意している。そのような人間関係の捉え方が前提になっているからこそ、日本語においては (5-a) のような第三者を目的語とする受動文が成立可能なのではないだろうか。

このように、特定の構文の意味解釈において、ある解釈の可否を決定しているのは、統語的、語彙的な要素だけではなく、背景にある人間関係の捉え方も大きく影響していることが窺える。英語を母語として使用する人々の間で、ひとりひとりを独立した自立的存在として捉える文化的傾向が強いことが、(5)のような英文において受動的解釈を許さず、使役的解釈のみを許容する言語的制約に結び付いているものと考えられる。それとは対照的に、日本語を母語とする人々の間では、たとえ第三者であっても自分の同胞として捉えたり、自らと共通利害を持つ存在として認識したりする傾向が強く、そのような人間関係の捉え方における一般的傾向が、(5-a) のような第三者を目的語とする受動文を可能ならしめているものと考えられるのである。

#### IV. ‘make’ や ‘let’ を用いた使役構文についての考察

前節まででは、英語の HAVE 構文を取り上げ、その意味が受動的なものになるか、あるいはまた使役的なものになるのか、という解釈をめぐる問題を考察してきた。しかし英語において使役を

表す場合に用いられるのは HAVE 構文だけではない。‘make’ や ‘let’ を用いて使役を表す構文も、HAVE 構文と並んで一般的である<sup>3)</sup>。

そこで、本節では ‘make’ や ‘let’ を用いた使役構文を取り上げ、その対比を通して使役構文の背後にある人間関係の様態を、文化論的に考察して行きたい。

(6) The police officer made me sign the paper, though I didn't want to.

(7) \*The police officer let me sign the paper, though I didn't want to.

英文例(6)は、「私は嫌だったのだが、警官が私にサインをさせた」という意味である。この例でも明らかのように、使役動詞として用いられる ‘make’ は、「強制力や権威をもって、目的語に来る人間に無理やりに何かを行わせる」という意味を含意している。それに対して ‘let’ は、「目的語に来る人間が自発的意志により何かを行うことを認める」というのが本質的な意味である。したがって、上記の(7)の例では、‘let’ が含意する自発的意志と though 以下の従属節の内容とが矛盾を来すので、適格文にはなり得ない。これとは反対に、次のような場合には ‘let’ は許されるが ‘make’ は許されない。

(8) Let me introduce myself.

(9) \*Make me introduce myself.

上記の例は、言うまでもなく「自己紹介をさせて下さい」という意味であるが、自分から申し出ているとしか考えられないこの状況で ‘make’ を用いるのは不適格となる。目的語に来る人間にとって気の向かない事であったり、何らかの不利益が想定される事でないとは ‘make’ は許されないからである。

‘make’ や ‘let’ を用いた使役構文の基本的な用法や意味については、上に見た通りであるが、ここでこれらの日本語訳について考えてみたい。

(6-a) 私は嫌だったのだが、警官が私にサインをさせた。

(8-a) 自己紹介をさせて下さい。

興味深いことに、動詞として ‘make’ が使われて強制的意味を持つ(6)も、‘let’ が使われて強制的意味をまったく持たない(8)も、日本語では同じく「させる」という言葉で訳されている<sup>4)</sup>。考えてみると、使役構文の内容を日本語で言い表そうとすると、「させる」以外の言葉はまず見当たらない。すなわち日本語に特徴的なのは、「させる」という動詞が、強制的意味合いと非強制的意味合いの両義性を持つという点である。逆に、日本語で「させる」という使役動詞が出てきた場合に、それが強制的意味合いを持つのか、あるいは非強制的意味合いを持つのが容易には判別できないという事態が生じることにもなる。具体的な例で見てみよう。

(9) 教師は生徒に歌を歌わせた。

(9)の日本語文は、教師の生徒に対する働きかけが強制的なもの(生徒たちは歌いたくない)なのか、それとも非強制的なもので生徒たちの自発的意志に任せたもの(生徒たちは歌いたい)なのかは、この一文を見るだけでは判別できない。そのため、この日本語文を英訳するとするならば、次の(10)、(11)の2通りが可能となる。

- (10) The teacher made his students sing a song.  
 (11) The teacher let his students sing a song.

このように、英語においては異なる表現形式を取る使役構文に関して、それに対応する日本語では基本的にひとつの表現形式しか存在しないのはなぜであろうか<sup>5)</sup>。

ここで、前節で援用した「主体的自己」という概念を用いて考察を進めてみたい。まず英語においては、主語に来る人間だけでなく目的語に来る人間にも「主体的自己」が存在していると言える。上記の例では、‘his students’が「歌いたい」と思っているか「歌いたくない」と思っているかによって表現形式、すなわち使われる動詞が変わる。これは、強制される側にも自由意志があり、その存在を認めることを前提とした言語表現だと言える。使役の対象となる、換言すれば命令を受ける側の人間に関しても、その「主体的自己」の存在は保障されているのである。

それに対して日本語では、目的語に来る人間の意志とは無関係に、「歌わせた」という共通の表現で言い表すことができるのであり、この点において目的語に来る人間の「主体的自己」は否定されていることになる。これは、日本語を母語とする人々の間では、人間関係を捉える上で、上下関係が重んじられ、目上の人間の権威や強制力によって使役の対象となる人間は自らの意志や意向に関係なく服従するしかないという社会状況を彷彿とさせる。そして、このように個の確立がなされていないような人間として対象者を捉えるからこそ、本人の意志に関係のないこのような共通な言語表現がまかり通っていくことになるのである。

## V. 結 語

小論では、受動構文と使役構文に焦点を当て、その日英語の比較や解釈をめぐる問題から、言語表現の背後にある「人間関係の捉え方」について考察を進めてきた。そして、「主体的自己」の存在の有無が、日英語の表現形式や解釈に大きな影響を及ぼしている事実を確認してきた。

「主体的自己」の存在の有無に関しては、主語の省略や脱落といった場面において論議されることが従来から多く見られた。すなわち、英語においては原則として必ず主語を取るために、主語に来る人間の「主体的自己」の存在が明らかであり、それに対して日本語では主語が現れないことも多く、「主体的自己」の存在は疑わしいものとなっている。主語のない文も成り立つことから、「顔の見えない言語」とは言われることさえある。

しかし、小論で考察してきたように、「主体的自己」の存在という問題は、何も主語の有無という問題だけに留まらず、受動構文や使役構文においてもその影響を確認することができた。従来の言語学や日英語比較においては、たとえばある英文に登場する‘John’と‘Mary’という二人の当事者の関係は、日本文における「ジョン」と「メアリー」との関係と同じものとして考えられてきた。しかし、英語圏における一般的な人間関係の捉え方は、日本における人間関係の捉え方と同じでないどころか、大きな隔たりのあるものであり、‘John’と‘Mary’は「ジョン」と「メアリー」の関係とは差異のあるものとして捉える必要があるのである。

私たちが母語として用いている日本語を育んだのは、第三者を赤の他人として捉えるのではなく、身近な人間として捉えるような社会であったと言えるであろう。しかしそれはまた同時に、権威主義的で上下関係にうるさい社会でもあるのだが……。

さて私たちが言語について研究したり、異なる言語間のさまざまな問題を考える時に、ともすれば言語をただ表面的に捉えてしまい、その背後にある発話者の置かれた環境や社会の様態についてまで考えを巡らすことは少ない。しかし、言語というものがあくまで生きた人間の産出する文化事

象であることを考える時、言語分析もまた、言語の背後にある人間文化に対する洞察を抜きにしては満足には行い得ないことは明白であろう。

日英語の特定の構文におけるわずかな差異の中に、その言語を使用する人々の社会背景や歴史が垣間見えるのは、学問的に実に興味深いことである。

注)

1) この点に関して、江川 (1991,p.286) には次のような記述がある。

この構文にはいろいろな意味があり、そのどれであるかは前後関係によって決まる (中略)。

したがって She had a book stolen from the library. という文を前後関係なしに解釈すると、「本を盗まれた」と「(人を使って) 本を盗ませた」のどちらも可能であり、「盗まれた本を持っていた」(She had a book [which was] stolen from the library.) という解釈も当然成り立つことになると Quirk (CGEL, § 16.54n.) が言っている。

2) 例文(4)および(5)の英文は、鷲尾&三原 (1997,pp.42-43) から取ったものである。

3) 「使役」という概念については、その定義が統一されている訳ではない。この点に関して、吉田 (1995,p.40) は次のように述べている。

さらに、cause, compel, force, help (let とともに使役動詞ではない、という説もあります -Celce-Murcia

& Larsen-Freeman 1983) などだけではなく、形容詞+en (例: darken)、形容詞+ize (例: nationalize)、-fy で終わる動詞 (例: satisfy) なども、先に挙げた定義に従えば、使役動詞として用いられるわけです。

しかし、ここでは日本の英語教育の現場で一般的に使役の意味を表わすと指導されている、「make」や「let」を用いた使役構文のみを取り上げる。

4) 日本語では、使役の意味を表わすには、このように「-させる」という接尾語を付けるのが一般的である。このような表現方法は、「生産的使役」と呼ばれる。これに対して英語では、「make」や「let」を用いた「生産的使役」の他に、他動詞そのものが使役の意味を担って使役構文を作ることが可能な場合がある。

The teacher stood the student in the corridor.

これに対応する日本文は、「\*教師が、生徒を廊下に立たた」とはならず、「教師が、生徒を廊下に立たせた」となる。

5) この点に関して、日本での英語指導上の注意点として、吉田 (1995,p.41) は次のように述べている。

Make, let, have が一様に「~させる」と訳せるということは、学習者にこれら3つの動詞が同じ意味を持つのではないかと錯覚させてしまうことに問題があると思われれます。事実、かなり優秀な (英文科の) 大学生ですら、そのように思い込んでいる場合もあるくらいです。

#### 引用文献

江川泰一郎著 (1991) 『英文法解説-改訂三版-』 金子書房

吉田正治著 (1995) 『英語教師のための英文法』 研究社

鷲尾龍一・三原健一著 (1997) 『ヴォイスとアスペクト』 研究社出版

#### 参考文献

中右実・西村義樹著 (1998) 『構文と事象構造』 研究社出版

葉袋善郎著 (2003) 『学校で教えてくれない英文法』 研究社

Quirk,R., S.Greenbaum, G.Leech and J.Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, London (Longman)